



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

65 候補者1人につき支出することのできる金額の制限額 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は次のとおりである。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県第1区	23,726,400円
和歌山県第2区	22,750,600円
和歌山県第3区	22,859,100円